

財務 VOL.110

(平成30年5月26日発行)

今一度、再確認を！「短期前払費用の特例」

決算期末でも実行できる節税対策として、「**本来は翌期対象の向こう1年分の家賃や保険料などの経費を当期末までに支払い、当期の経費にする**」という方法は皆様も聞かれたことがあるかと思いますが、これらの経費は原則通り取り扱って『前払費用』となり、「翌期の経費」であって、「当期の経費」にすることができません。それを「当期の経費」にするのはあくまで特例であり、適用するために“条件”が存在します。この理解が不十分な為に、誤った運用が散見されますので、今号においては、その“条件”について、誤用し易い事例をいくつかご紹介したいと思います。

事例-1

3月決算法人が、毎年、テナントの【家賃】年額(4月から翌年3月分)100万円を【2月】に前払いにより支払った場合

⇒全額「前払費用」として処理、当期の経費とはなりません。

<条件-1>

「**支払った日から1年以内に提供を受ける**」役務(サービス)に対する費用であること」

この要件があるため、事例-1は当期の経費にすることができません。上記の事例-1は国税庁が納税者からの照会に対して、質疑応答事例として紹介しているもので、比較しやすいよう当期の経費にできる事例も、合わせて紹介しています。

3月決算法人が、毎年、【家賃】年額(4月から翌年3月分)24万円を【3月末】に前払いにより支払った場合

⇒支払った年度である「当期の経費」にしてよい。

いかがでしょうか？【2月】に支払っているか？【3月末】に支払っているか？で取り扱いが変わるのです。3月末に支払った事例でも支払った日から1年以内という観点で考えると3月分の一部(月末近くの数日)については、1年以内から外れてくることとなりますが、国税庁が容認していることから判断すると、日単位で厳格に判断されるものではありません。「【2月】支払は×」「【3月末】支払は○」と紹介されていますので、3月は“未”という要件がついているものの、本来の趣旨から考えれば1ヶ月以内の支払いなら許容範囲と考えることも可能と思われます。いずれにしても「**支払日がいつなのかが重要**」「**早く払いすぎるのは要注意**」である点にご注意ください。

また、上記のケースで、**もともと月払いの契約内容のものを、「家主の承諾」なしに勝手に年払いしたケースは対象とならない**ことも付け加えておきます。“**一定の契約**”に基づく必要がありますので、その契約から逸脱した支払いについては対象外となります。この場合、**事前に月払い契約を年払いに変更**しておく必要があります。

事例-2

3月決算法人が、新規に【**弁護士と顧問契約**】を結ぶこととなり、顧問料1年分(3月から翌年2月分)60万円を3月末に前払いにより支払った場合

⇒3月分の顧問料1ヶ月分のみが「当期の経費」となり、

残りは「翌期の経費」となります。

<条件-2>

「**一定の契約に従って継続的に役務(サービス)の提供を受けること、すなわち“等質・等量”のサービスが契約期間中、継続的に提供されることが必要であること**」

例えば保険料は「一定金額の保障」、家賃は「同じ物件の家賃」といった同じ内容のサービスが継続するので上記の要件を満たしますが、**弁護士に対する相談内容は、常に変化し、等質・等量であることはありません**ので、対象外となります。中には自身の報酬を前払いさせて経費化している税理士もいるようですが、これに類する士業の報酬は前払いしても支払年度の経費にはならない点、くれぐれもご注意ください。

事例-3

3月決算法人が、新規に保障期間の開始を4月1日とする【**年払いの保険契約**】を結んだが、保険料は4月3日に支払い、当期において【**保険料を未払計上**】した。

⇒全額「前払費用」として処理、当期の経費とはなりません。

<条件-3>

「**現実にその対価として当期中に支払ったものであること**」

期末における年払い保険料は、**未払いになると、当期の経費とすることはできません**。残高不足による引落不能、もしくは月末引落日が土日祝日に該当する場合等には予め支払いを済ませておく等の対応が必要となりますのでご注意ください。

事例-4

3月決算法人が、【**雑誌の購読料**】(4月から翌年3月分)を3月末に前払いにより支払った場合

⇒全額「前払費用」として処理、当期の経費とはなりません。

<条件-4>

「**役務の提供(サービス)の対価であること**」

雑誌の購読料は、**物品の購入**であって役務の提供には該当しません。

以上、注意すべき事例について解説してきましたが、いかがでしたでしょうか？

最後に、重要なポイントがもう一点。それは「**継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入している時は、それを認める**」という大原則(継続経理の原則)です。

ある年は業績が良く、利益が出たから年払いで支払し、翌年は利益が出そうにないから月払いに戻すといったような利益操作を疑われる処理は認められません。「**この特例を一度適用すると、継続して適用しないと認められない**」ということを念頭に意思決定して下さい。なお、**節税効果を享受できるのはあくまで年払いを開始した“初年度のみ”**です。以後の一括払いが毎年度末の資金繰りを圧迫する要因ともなりますので、適用についてはくれぐれも慎重にご判断下さい。